

平成28年7月8日

保護者様

宇都宮市立古里中学校長 加藤明男

体罰の根絶及び生徒と教職員とのより良い関係づくりに向けた電話相談日の実施について

梅雨の候、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校教育に対し深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、宇都宮市では教職員による体罰根絶のための調査を年2回実施していましたが、昨年度より年1回の実施に変更となりました。

そこで、宇都宮市教育委員会より、保護者からの相談機会の充実を図るために、全小中学校において「電話相談日」を設定するよう指示がありました。

つきましては、本校でも下記のとおり「電話相談日」を設けますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 目的

- (1) 教職員の指導方法について、保護者から直接話を伺う機会を設けることで、教職員による体罰・不適切な指導の根絶や向上を図り、信頼される学校づくりに資する。
- (2) 昨年度から、「体罰の根絶及び生徒と教職員とのより良い関係づくりに向けた調査」を年2回から年1回としたことに伴い、保護者からの相談機会の充実を図る。

2. 実施日時

平成28年7月12日(火)～13日(水) 9:00～12:00, 13:00～16:30

3. 実施方法

電話による相談 673-1815

- (1) 電話で直接、校長または副校長に相談してください。
- (2) 問題が深刻であるなど直接相談を受けた方が良いと思われる場合には、関係保護者との調整した上で面談日を設けます。
- (3) 体罰や不適切な指導が疑われる場合は、宇都宮市教育委員会に報告します。
- (4) 体罰の定義については、裏面「参考資料」をご参照ください。

体罰について

○ 体罰は、学校教育法第11条に

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

と規定されているとおり、いかなる場合においても行ってはならないものです。

○ 文部科学省通知（平成25年3月13日付）に基づき、

- ・ 身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）
- ・ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）

に当たると判断された行為は体罰に該当します。

なお、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には該当しません。

- ・ 放課後等に教室に残留させる。（トイレに行かせない、食事時間を過ぎても長く留め置く等の肉体的苦痛を与えるものは体罰に該当します。）
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。
- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

○ 以下のような行為については、体罰に該当しません。

- ・ 児童生徒から教職員等に対する暴力行為に対して、教職員等が防護のためにやむを得ずした有形力の行使
- ・ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止することや、危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使